

3 多子児第 4 7 号  
令和 3 年 4 月 2 6 日

学童クラブ保護者の皆様へ

多摩市長 阿部 裕行  
(公印省略)

## 緊急事態宣言発令後の学童クラブ利用について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、令和 3 年 4 月 2 3 日に国より緊急事態宣言が発令されたところです。本市では、その要旨を鑑み、学童クラブの休所や開所時間の短縮、登所自粛の要請はしないことといたしました。運営にあたってはこれまでも最大限の感染拡大防止に努めておりますが、学童クラブは集団による生活であり、密集・密閉・密接の 3 密を十分に回避することが難しい場所ですので、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、下記のとおり、ご家庭においてのご協力を引き続きお願い申し上げます。

### 記

#### 1 方針

仕事を休むことが困難な保護者及び在宅勤務等の保育ニーズに対応するため、休所、開所時間の短縮、及び、登所自粛の要請は行わない。

#### 2 対応<基本的に通常通りの運営です>

- (1) 開所時間は通常通りの時間（学校下校時より 1 9 時まで（延長育成時間含む）。また、学校休業日（土曜日など）は、午前 8 時より 1 9 時まで（延長育成時間含む）とする。
- (2) 学童クラブ費及び延長育成料については、出席日数に伴う免除・減額は行わない。  
※兄弟、非課税、生活保護などを理由とした減免手続きは通常通り必要です。
- (3) 育児休業中の方の復職について期間を変更する。

現 在：5 月 1 日までに復職すること

変更後：緊急事態宣言解除翌日までに復職すること

#### 3 学童クラブを利用するにあたって

- ・登所（登校）前には、検温等お子さんの健康状態の把握をお願いします。なお、発熱がある場合は、無理をせず学童クラブをお休みするようにお願いいたします。発熱以外に、せき症状をはじめ呼吸器症状がみられる等お子さんや同居のご家族の方の体調に少しでも不安がある場合は、集団生活の観点から、無理に登所させずに家庭で様子を見るよう、引き続きご協力をお願いします。
- ・登所（登校）する際には、原則、マスクの着用をお願いいたします。

・お仕事がお休み等で家庭等でお子さんを見ることが出来る場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、家庭等で過ごすようお願いいたします。

#### 4 学童クラブで感染者が発生した場合

##### (1) 児童・職員が感染したと判明した場合

ア. 学童クラブは原則として臨時休所となり、消毒作業等を実施します。

(保健所等関係機関との調整により休所しない場合もあります。)

イ. 休所期間は、保健所の指示に従い、消毒作業や濃厚接触者の特定がされるまでとなります。

ウ. 感染児童・職員は、治癒するまで出席・出勤停止となります。

エ. 濃厚接触者となった場合は、感染がないと確認できるまで、出席・出勤停止となります。

オ. 感染の疑いがない児童は基本的には臨時休所期間中は学童クラブをお休みいただくこととなります。ただし、ご家庭の事情で児童を預ける必要がある場合は、代替施設での受け入れを行いますので、登所前に学童クラブにご連絡ください。

カ. 代替施設は、近隣の児童館等を想定しています。

キ. 多摩市公式ホームページ等で、感染者数、経緯や対応、問い合わせ等について、当該学童クラブの同意を得て公表します。

##### (2) 児童・職員が濃厚接触者となった場合やPCR検査を受診した場合

ア. 原則として臨時休所はしません。

イ. 濃厚接触者となった場合は、感染がないと確認できるまで、出席・出勤停止となります。

ウ. PCR検査を受診した場合は、原則的に感染がないと確認できるまで、出席・出勤停止となります。

エ. 集団発生が疑われる場合は保健所等の助言等を参考に、必要に応じて学童クラブを臨時休所する場合があります。臨時休所となった場合は上記オ.以降の対応となります。

#### 【問い合わせ先】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988